



飼養衛生管理基準のチェックと順守を忘れない!!

飼養衛生管理基準は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の飼養者が守らなければならない衛生管理上の事項を定めたものです。

口蹄疫や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の侵入防止や、早期のまん延防止のためには**とても重要**です。

< 基準制定からの経緯 >

平成16年：飼養衛生管理基準の制定

→ 畜舎等を清潔に保つこと、車両・手指・靴の消毒、家畜の健康観察など、基本的な10項目を制定。

平成22年：国内で口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザが発生

→ 飼養衛生管理の更なる徹底が伝染性疾病を防ぐために重要であるという指摘。

平成23年：飼養衛生管理基準の改正

→ 衛生管理区域の設定、立入りの制限、埋却地の準備など、病気の侵入を防止する観点から20数項目に拡充。

こうした衛生管理を徹底することで、**伝染性の疾病のみならず、慢性的な疾病の発生予防となり、育成率・増体の向上など、経営面でも大きな効果が期待されます。**

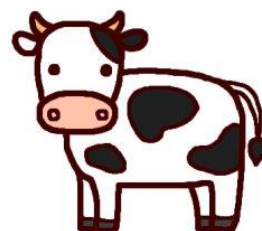
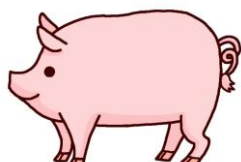
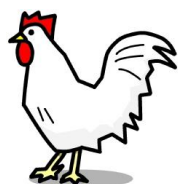
大切な家畜を守るため、基準のチェックと順守に積極的に取り組んでください。

青森県では、**毎週月曜日を「家畜衛生対策の点検を行う日」**としています。日頃の対策に不足がないか、定期的に見直しましょう！

(裏面もご覧ください。)

飼養衛生管理基準の要点

- 1 伝染病の発生予防に関する**最新の情報**を常に把握する。
(インターネットや家保から届く衛生情報などにより)
- 2 衛生管理区域(=畜舎、飼料タンク、畜産資材用倉庫など)への病原体持込み防止のため、
 - ① **手指、靴の消毒**を畜舎毎に励行する
(衛生管理区域専用の衣類や靴を設置するのもより良い)
 - ② 衛生管理区域に立ち入る**車両消毒**のために、消毒設備
(例:消石灰帯または園芸用ポンプ(消毒薬)など)を設置する。
 - ③ **関係者以外立入禁止**
- 3 **野生動物の侵入を防ぐ**。
- 4 病原体に汚染されていない**清潔な飲用水**を給与する。
- 5 **畜舎(鶏舎)、器具を清掃、消毒**する。
また、家畜の体液(生乳を除く)が付着するものを使う際は、**1頭ごとに交換または消毒**する。
- 6 家畜(家きん)の**健康観察**を行い、異状があった場合は**速やかに家保・獣医師に通報**する。
- 7 感染ルート特定のため、**衛生管理区域へ立ち入りした人を記録**し、最低1年以上保存する。



青森家畜保健衛生所

電話:017-764-1744

夜間・休日:090-2274-0474